

付表2
窒素含有量に係る指導値

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)		備 考
		(1)	(2)	
2	畜産農業	200	70	
3	天然ガス鉱業	60	60	
4	非金属鉱業	25	15	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	50	35	
6	乳製品製造業	25	20	
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	30	20	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	20	10	
9	寒天製造業	20	10	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	20	10	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	55	40	
12	冷凍水産物製造業	55	40	
13	冷凍水産食品製造業	55	40	
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	55	40	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	25	20	
16	野菜漬物製造業	25	20	
17	味噌製造業	25	20	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	55	40	
19	うま味調味料製造業	20	10	
20	ソース製造業	25	20	
21	食酢製造業	20	15	
22	砂糖精製業	25	20	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	20	15	
24	小麦粉製造業	20	10	
25	パン製造業	25	20	
26	生菓子製造業	25	20	
27	ビスケット類・干菓子製造業	20	10	
28	米菓製造業	25	20	
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	25	20	
30	植物油脂製造業	25	20	
31	動物油脂製造業	25	20	
32	食用油脂加工業	25	20	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	20	10	
34	穀類でんぷん製造業	20	15	
35	めん類製造業	25	20	
36	こうじ・種こうじ・麦芽製造業	20	10	
37	豆腐・油揚げ製造業	30	20	
38	あん類製造業	20	15	
39	冷凍調理食品製造業	30	20	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	25	20	
41	清涼飲料製造業	25	20	
42	果実酒製造業	25	20	
43	ビール製造業	25	20	
44	清酒製造業	25	20	

資料7付表2-①

45	蒸留酒・混成酒製造業	25	20	
46	インスタントコーヒー製造業	25	20	
47	配合飼料製造業	20	10	
48	単体飼料製造業	30	20	
49	有機質肥料製造業	30	20	
50	たばこ製造業	20	10	
51	器械生糸製造業	20	10	
52	座繰生糸製造業	20	10	
53	玉糸製造業	20	10	
54	生糸製造業(整理番号51の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	10	
55	繊維工業(整理番号51の項から前項までに掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	20	15	
56	繊維工業で副蚕糸精練工程に係るもの	20	10	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	20	10	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	25	20	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	25	20	綿織物捺染工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150、60とする。
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	25	20	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	25	20	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	25	20	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	25	20	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	20	15	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	20	10	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	25	20	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	20	10	
68	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	15	
69	一般製材業	20	10	
70	木材チップ製造業	20	10	
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)	20	15	
72	パーティクルボード製造業(次項に掲げるものを除く。)	20	10	
73	パーティクルボード製造業で湿式剥皮工程に係るもの	20	10	
74	床柱製造業	20	10	
75	木材薬品処理業	20	10	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	20	10	

資料7付表2-②

77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	20	10	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	20	10	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	20	10	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	15	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	20	15	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	15	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	20	15	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	20	10	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	20	10	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	20	15	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	20	15	
89	機械すき和紙製造業	20	10	
90	手すき和紙製造業	20	10	
91	塗工紙製造業	20	10	
92	段ボール製造業	20	10	
93	重包装紙袋製造業	20	10	
94	セロファン製造業	20	10	
95	乾式法による繊維板製造業	20	10	
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	15	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号 76 の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	15	

資料 7 付表 2-③

98	新聞業	20	10	
99	出版業	20	10	
100	印刷業	30	25	
101	製版業	30	25	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	20	15	(ア) アンモニア製造工程にあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30 とする。 (イ) アンモニア誘導品製造工程にあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200、200 とする。 (ウ) 尿素製造工程にあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1500、1500 とする。
103	複合肥料製造業	20	15	
104	化学肥料製造業（前 2 項に掲げるものを除く。）	15	10	
105	ソーダ工業	20	15	
106	電炉工業	15	10	
107	無機顔料製造業	50	40	
108	無機化学工業製品製造業（整理番号 105 の項から前項までに掲げるものを除く。）	50	40	
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	20	15	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40 とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50 とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	20	15	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40 とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15 とする。

資料 7 付表 2-④

114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。）	30	20	
115	脂肪族系中間物製造業	20	15	(ア) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40 とする。 (イ) 靑酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、500、500 とする。
116	メタン誘導品製造業	20	20	
117	発酵工業	60	30	
118	コールタール製品製造業	1000	1000	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	20	15	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50 とする。
120	プラスチック製造業	20	20	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40 とする。
121	合成ゴム製造業	20	15	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40 とする。
122	有機化学工業製品製造業（整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	15	(ア) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80、35 とする。 (イ) メラミン製造工程にあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1500、1500 とする。

				(ウ) 化学発泡剤製造工程（尿素を原料として使用するものに限る）にあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200、35 とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	15	10	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	15	10	
125	合成繊維製造業	20	15	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200、55 とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	15	10	
127	石けん・合成洗剤製造業	20	15	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	15	
129	塗料製造業	20	15	
130	印刷インキ製造業	15	10	
131	医薬品原薬・製剤製造業	20	15	医薬品原薬製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、20 とする。
132	医薬品製剤製造業	20	20	
133	生物学的製剤製造業	15	10	
134	生薬・漢方製剤製造業	15	10	
135	動物用医薬品製造業	20	15	
136	火薬類製造業	20	15	
137	農薬製造業	20	15	
138	合成香料製造業	15	10	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	20	20	
141	にかわ製造業	15	10	
142	ゼラチン・接着剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	20	
143	写真感光材料製造業	20	15	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	15	10	
145	イオン交換樹脂製造業	15	10	
146	化学工業（整理番号 102 の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	20	
147	石油精製業	20	15	
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
149	コークス製造業	600	400	
150	石油コークス製造業	20	10	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	15	

152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	20	10	
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	15	
154	なめしかわ製造業	20	10	
155	毛皮製造業	20	10	
156	板ガラス製造業	20	15	
157	板ガラス加工業	20	15	
158	ガラス製加工素材製造業	20	10	
159	ガラス容器製造業	20	15	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	20	15	
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	20	10	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	
165	生コンクリート製造業	20	15	
166	コンクリート製品製造業	20	15	
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	15	
168	黒鉛電極製造業	20	10	
169	砕石製造業	20	15	
170	鉱物・土石粉砕等処理業	20	15	
171	模造真珠製造業（ガラス製のものに限る。）	20	10	
172	うわ薬製造業	20	15	
173	製鋼圧延を行う高炉による製鉄業	20	15	(ア) コークス製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、600、400とする。 (イ) ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
174	製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
175	フェロアロイ製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。

資料7付表2-⑦

177	転炉（単独転炉を含む。）による製鋼・製鋼圧延業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
178	電気炉（単独電気炉を含む。）による製鋼・製鋼圧延業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
180	冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
181	冷間ロール成型形鋼製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
182	鋼管製造業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
183	伸鉄業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
184	磨棒鋼製造業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
185	引抜鋼管製造業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
186	伸線業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。

資料7付表2-⑧

187	ブリキ製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
188	亜鉛鉄板製造業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
189	めっき鋼管製造業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
190	めっき鉄鋼線製造業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
192	鍛鋼製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
193	鍛工品製造業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
194	铸鋼製造業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
195	鋳鉄铸件製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。

196	鋳鉄管製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
197	可鍛铸铁製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
198	鉄粉製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
200	非鉄金属製造業	20	15	核燃料製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
201	電気めっき業	40	30	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	40	30	(ア) 溶融めっき工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。 (イ) アルマイト加工工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
203	一般機械器具製造業	35	25	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄(1)の値は55とする。

204	電子回路製造業	30	20	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	30	20	
206	輸送用機械器具製造業	30	20	
207	精密機械器具製造業	30	20	
208	ガス製造工場	25	20	
209	下水道業	25	20	活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、10とする。
210	空瓶卸売業	25	20	
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。）	25	20	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	25	20	
213	飲食店	25	20	
214	宿泊業	25	20	
215	リネンサプライ業	25	20	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	25	20	
217	商業写真業	25	20	
218	写真業（前項に掲げるものを除き、写真現像・焼付業を含む。）	25	20	
219	自動車整備業	25	20	
220	病院	25	20	
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	40	30	第2欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにおいて、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、10とする。
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）	40	30	第2欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにおいて、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、10とする。

223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	60	40	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにおいて、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。	
224	ごみ処理業	25	20		
225	廃油処理業	25	20		
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	50	40		
227	死亡獣畜取扱業	25	20		
228	と畜場	30	20		
229	中央卸売市場	25	20		
230	地方卸売市場	25	20		
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第1条の2各号に掲げるものをいう。）	25	20		
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	ア	し尿浄化槽（処理対象人員が200人以下のもの）、社員食堂のちゅう房施設等生活に伴う施設に係るもの	40	30
		イ	その他	20	15